

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日が休日には、
日には、
(当たる翌日)

五 特定公共的施設（第五条関係）

特定公共的施設について定めることとした。

六 特定公共的施設の新築等の届出（第六条関係）

特定公共的施設の新築等の届出は、工事に着手する日の三十日前までに行うこととするとともに、届出に係る届出書の様式及び提出する図書について定めることとした。

七 工事の完了の届出（第七条関係）

特定公共的施設の新築等の工事の完了の届出に係る届出書の様式について定めることとした。

八 立入調査（第八条関係）

立入調査を行う職員の身分を示す証明書の様式について定めることとした。

九 国、県及び市町村に準ずる者（第九条関係）

特定公共的施設の新築等の届出等に関する条例の規定を適用しない者について定めることとした。

十 事務の委任（第十条関係）

条例に規定する知事の権限に属する事務のうち市町村長に委任するものについて定めることとした。

十一 施行期日等

1 この規則は、平成九年十月一日から施行することとした。ただし、一及び二については、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

公共的施設について定めることとした。

三 整備基準（第三条関係）

公共的施設の種類の区分に応じて整備基準を定めることとした。

四 適合証の交付請求（第四条関係）

適合証の交付請求に係る請求書の様式及び提出する図書について定めることとした。

規則

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則をここに公布する。

平成九年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十二号

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、鳥取県福祉のまちづくり条例（平成八年十月鳥取県条例第十八号）

以下「条例」という。の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公共的施設）

第一条 条例第二条第二項の規則で定める施設は、別表第一の上欄に掲げる施設とする。

（整備基準）

第三条 条例第十二条第二項の規則で定める整備基準は、別表第一のとおりとする。

（適合証の交付請求）

第四条 条例第十五条第一項の規定による請求は、様式第一号による請求書及び当該公

共的施設が整備基準に適合していることを明らかにする図書を提出して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第十五条第一項の規定による請求を条例第十八条の規定による届出により行う場合においては、前項に規定する請求書の提出を省略することができる。

（特定公共的施設）

第五条 条例第十六条の公共的施設のうち規則で定める施設は、別表第一の上欄に掲げる施設のうち同表の下欄に掲げる施設とする。
 （特定公共的施設の新築等の届出）

第六条 条例第十六条の規定による届出は、当該届出に係る特定公共的施設の新築等の工事に着手する日の三十日前までに、様式第二号による届出書及び別表第三に掲げる図面を提出して行うものとする。

（工事の完了の届出）

第七条 条例第十八条の規定による届出は、様式第三号による届出書を提出して行うものとする。

（身分証明書）

第八条 条例第十九条第二項の証明書の様式は、様式第四号のとおりとする。

（国、県及び市町村に準ずる者）

第九条 条例第二十四条第一項の規則で定める者は、別表第四のとおりとする。

（事務の委任）

第十条 条例に規定する知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、当該事務に係る別表第五の上欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げる市町村長に委任する。ただし、当該市町村長が管轄する区域内に所在地を有する施設に係る事務に限る。

一 条例第十五条第一項の規定による請求の受理

二 条例第十六条の規定による届出の受理

三 条例第十七条の規定による指導及び助言

四 条例第十八条の規定による届出の受理

五 条例第十九条の規定による立入調査

六 条例第二十四条第一項の規定による通知の受理（道路及び公園に係るものと除く。）

七 条例第二十四条第二項の規定による要請（道路及び公園に係るものと除く。）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成九年十月一日から施行する。ただし、第一条及び第二条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から三十日以内に特定公共的施設の新築等の工事に着手する者に対する第六条の規定の適用については、同条中「工事に着手する日の三十日前までに」とあるのは「工事に着手する前に」とする。

別表第一（第二条、第五条関係）

一 建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）

公 共 的 施 設	特定公共的施設
一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第三項に規定する診療所	すべてのもの
二 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	公共的施設の用途に供する部分の床面積の合計（以下「用途面積」という。）が五百平方メートル以上のもの
三 公会堂又は集会場	用途面積が千平方メートル以上のもの
四 展示場	用途面積が三百平方メートル以下のもの
五 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	用途面積が三百平方メートル以上

六 旅館業法（昭和二十三年法律第二百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業の施設（以下「旅館等」という。）

方メートル以上

七 社会福祉施設その他これに類する施設のうち次に掲げるものの

1 児童福祉法（昭和二十一年法律第二百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設（児童厚生施設のうち児童遊園を除く。）

用途面積が千平方メートル以上

2 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設

用途面積が千平方メートル以上

3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二十三号）第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設

用途面積が千平方メートル以上

4 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設

用途面積が千平方メートル以上

5 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第六号に規定する障保館等の施設

用途面積が千平方メートル以上

6 壳春防止法（昭和三十一年法律第二百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設

用途面積が千平方メートル以上

7 精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する精神薄弱者援護施設

用途面積が千平方メートル以上

8 老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設

用途面積が千平方メートル以上

9 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム

用途面積が千平方メートル以上

10 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第二十条に規定する母子福祉施設

用途面積が千平方メートル以上

11 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第六条第四項に規定する老人保健施設

用途面積が千平方メートル以上

八 マージャン屋、ぱちんこ屋その他これらに類する施設	用途面積が千平方メートル以上もの
九 体育館、水泳場、ボーリング場、スキー場、スケート場その他スポーツ施設（二十の項に掲げる施設に附属するものを除く。）	用途面積が千平方メートル以上のもの
十 図書館法（昭和二十五年法律第百八十八号）第二条第一項に規定する図書館、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館、同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設その他これらに類する施設	用途面積が三百平方メートル以上のもの
十一 公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場	用途面積が三百平方メートル以上のもの
十二 飲食店	用途面積が三百平方メートル以上のもの
十三 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第一条第三項に規定する理容所又は美容師法（昭和三十一年法律第百六十三号）第二条第三項に規定する美容所	用途面積が五十平方メートル以上のもの
十四 クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、旅行代理店その他これらに類するサービス業を営む店舗	用途面積が三百平方メートル以上のもの
十五 金融機関等の営業又は事務の用に供する施設のうち次に掲げるもの	すべてのもの
1 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）による商工組合中央金庫の事務所	すべてのもの

2 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合及び農業協同組合連合会の事務所
3 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社の本店その他の営業所
4 国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）による国民金融公庫の事務所
5 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条第二号に規定する信用協同組合の事務所
6 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）による信用金庫の事務所
7 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）による中小企業金融公庫の事務所
8 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七号）による労働金庫の事務所
9 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行の本店、支店その他の営業所
16 公益事業の用に供する施設のうち次に掲げるもの
1 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第一項に規定する一般ガス事業の用に供する事務所
2 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項に規定する一般電気事業の用に供する事務所
3 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第六条第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供する事務所
下 「旅客発着場」という。

1 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する停車場	が五十を超えるもの
2 港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）第二条第五項第七号に規定する旅客施設	用途面積が千平方メートル以上
3 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第二百二十六号）第一条第四項に規定するバスター・ミナル	面積が千平方メートル未満のもの
4 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第一条第一項に規定する空港	における一の項から二十一の項までに掲げる特定期に掲げる特定公共的施設に該当する部分
十八 公衆便所	すべてのもの
十九 国、県、市町村若しくは別表第四に掲げる者の事業又は事務の用に供する施設（他の項に掲げる施設に該当するものを除く。）	すべてのもの
二十 学校その他これに類する施設のうち次に掲げるもの（以下「学校等」という。）	すべてのもの
1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校又は同法第八十三条第一項に規定する各種学校	すべてのもの
2 道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第九十八条第一項に規定する自動車教習所	すべてのもの
3 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十一条の六第一項各号に掲げる施設	すべてのもの
二十一 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第二条第七項に規定する火葬場	すべてのもの
二十二 共同住宅又は寄宿舎（以下「共同住宅等」という。）	すべてのもの

戸数（寄宿舎にあっては共用のものを除く室数）	四 路外駐車場	三 公園	二 道路	一
駐車場法（昭和三十二年法律第二百六号）第二条第一項第一号に規定する路外駐車場のうち同法第十二条に規定する届出が必要なもの（機械式駐車場及び建築物に附属する駐車場を除く。）	1 駐車場法（昭和三十二年法律第二百六号）第二条第一項第一号に規定する路外駐車場のうち同法第十二条に規定する届出が必要なもの（機械式駐車場及び建築物に附属する駐車場を除く。）	1 児童福祉法第四十条に規定する児童遊園	道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第二条第一項に規定する道路（専ら自動車の交通の用に供するものを除く。）	二十三 一の項から二十一の項までに掲げる施設のうち異なる項目に属する二以上のものが存する施設（共用部分に直接地上へ通ずる主要な出入口を含むものに限る。）

別表第二（第三条関係）

一 建築物

項 目	技 術 的 細 目
一 出入口	直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに不特定かつ多数の者が利用する各室（用途面積が二千平方メートル未満の建築物の直接地上へ通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。二の項において同じ。）の出入口のうち、それぞれ一以上の出入口は、次に定める構造とすること。
二 廊下その他 これに類する もの（以下 「廊下等」と いう。）	<p>(一) 幅は、内法を八十分センチメートル以上とすること。</p> <p>(二) 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が凹滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(三) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
三 直接地上へ通ずる一の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通する一の項に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者が利用する室の一の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、四の項2に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該一以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとすること。	<p>1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 段を設ける場合においては、当該段は、三の項に定める構造に準じたものとすること。</p>
四	<p>1 の項に定める構造の出入口並びに四の項2に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>2 直接地上へ通ずる出入口のうち一以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に公共的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること（学校等及び共同住宅等を除く。）。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。</p> <p>3 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>(一) 幅は、内法を百二十センチメートル（段を併設する場合に</p>

のとし、かつ、区間五十メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分を設けること。

(三) 高低差がある場合においては、5に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機（法第三十八条の規定に基づき建設大臣が認める昇降機又は建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百二十九条の三第一項第一号の建設大臣が定める基準に適合する昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。

4 一の項に定める構造の出入口並びに四の項2に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。

5 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。

(一) 幅は、内法を百二十センチメートル（段を併設する場合に

<p>(二) 勾配は、十二分の一（傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合にあっては、八分の二）を超えないこと。</p> <p>(三) 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ七十五センチメートル以内に踏幅百五十センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(四) 傾斜路及びその踊場には、手すりを設けること。</p> <p>(五) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(六) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。</p> <p>(七) 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。）を敷設することと（学校等及び共同住宅等を除く。）。</p>	<p>三 階段</p> <p>(一) 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>手すりを設けること。</p> <p>(二) 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。</p> <p>(三) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(四) 踏面の色をあげの色と明度の差の大きいものとすること等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p>
--	---

四 昇降機	(五) 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること（学校等及び共同住宅等を除く。）。
	1 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設で用途面積が二千平方メートル以上のものには、かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること（学校等を除く。）。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者等が享受又は購入することができる措置を講じる場合においては、この限りでない。
	2 1に規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。 (一) かごの大きさは、間口百四十センチメートル以上、奥行き百三十五センチメートル以上とすること。 (二) かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を八十分メートル以上とすること。 (三) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 (四) かご内には、戸の開閉状態を確認することができる鏡を設置すること。 (五) かごの出入口には、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。 (六) かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 (七) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（(三)に規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができ

きる構造とすること。

<p>五 客席</p> <ul style="list-style-type: none"> (八) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いたときにかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。 (九) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 (十) かご内には、手すりを設けること。 (十一) 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法^(の)を百五十七センチメートル以上とすること。 (一) 床は、平坦^(だんぱつ)とすること。 (二) 車いす使用者が利用することができる部分一につき、幅九十七センチメートル以上、奥行き百十センチメートル以上である空間を確保すること。 (三) 車いす使用者が利用することができる部分の数は、客席の数が百以下の場合は一以上、百を超えて四百以下の場合は三百分の一を乗じて得た数以上、二千を超える場合は十以上とすること。 (四) 車いす使用者が利用することができる部分に通ずる客席内の通路のうち一以上の通路の幅は、内法^(の)を百二十センチメートル以上とすること。 (五) 車いす使用者が利用することができる部分に通ずる客席内 	<p>六 便所</p> <ul style="list-style-type: none"> (八) 便所の傾斜路及びその踊場を設けること。 (九) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定める構造及び設備を有すること（学校等を除く）。 <ul style="list-style-type: none"> (一) 男子用小便器のある便所を設ける場合には、床置式の小便器がある便所を一以上設けるとともに、当該小便器の周囲に手すりを設けること。 (二) 便房のある便所を設ける場合においては、乳幼児を置くことができる部分又は設備を有する便房がある便所を一以上設けること。 (三) 一以上の便所には、次に定める構造及び設備を有する便房を一以上（男子及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）設けること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。 (2) 便房の出入口は、一の項に定める構造とすること。 (3) 腰掛便器を設けること。 (4) 手すりを設けること。 (5) くつべら式、光感知式等による大便器洗浄装置を設けること。 (四) (三)に規定する便房のある便所の出入口は、一の項に定める構造とすること。 (五) 一以上の洗面器又は手洗い器には、レバー式、光感知式等による水洗を設けること。
--	--

<p>六 便所</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 男子用小便器のある便所を設ける場合には、床置式の小便器がある便所を一以上設けるとともに、当該小便器の周囲に手すりを設けること。 (二) 便房のある便所を設ける場合においては、乳幼児を置くことができる部分又は設備を有する便房がある便所を一以上設けること。 (三) 一以上の便所には、次に定める構造及び設備を有する便房を一以上（男子及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）設けること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。 (2) 便房の出入口は、一の項に定める構造とすること。 (3) 腰掛便器を設けること。 (4) 手すりを設けること。 (5) くつべら式、光感知式等による大便器洗浄装置を設けること。 (四) (三)に規定する便房のある便所の出入口は、一の項に定める構造とすること。 (五) 一以上の洗面器又は手洗い器には、レバー式、光感知式等による水洗を設けること。 	<p>の通路に高低差がある場合においては、(一)の項5の(一)から(三)までに定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定める構造及び設備を有すること（学校等を除く）。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 男子用小便器のある便所を設ける場合には、床置式の小便器がある便所を一以上設けるとともに、当該小便器の周囲に手すりを設けること。 (二) 便房のある便所を設ける場合においては、乳幼児を置くことができる部分又は設備を有する便房がある便所を一以上設けること。 (三) 一以上の便所には、次に定める構造及び設備を有する便房を一以上（男子及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）設けること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。 (2) 便房の出入口は、一の項に定める構造とすること。 (3) 腰掛便器を設けること。 (4) 手すりを設けること。 (5) くつべら式、光感知式等による大便器洗浄装置を設けること。 (四) (三)に規定する便房のある便所の出入口は、一の項に定める構造とすること。 (五) 一以上の洗面器又は手洗い器には、レバー式、光感知式等による水洗を設けること。
---	---

七 客室

旅館等で百室以上の客室を備えているものは、次に定める構造の客室を一以上設けること。

- (一) 客室の出入口は、一の項に定める構造とすること。

- (二) 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。

- (三) 室内は、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。

- (四) 便所及び浴室は、車いす使用者の利用に配慮した構造及び設備とすること。ただし、客室の外部に、これらに代わる便所及び浴室を設ける場合においては、この限りでない。

- (五) 電話機、コンセント、スイッチその他の設備は、車いす使用者が円滑に利用することができる高さとすること。

- (一) 受付カウンター、水飲み器及び電話台を設ける場合においては、それぞれ一以上を次に定める構造とすること。

- (一) 高さは、七十センチメートル（水飲み器にあつては、八十分）程度とすること。

- (二) 下部には、車いす使用者の利用に配慮した空間を確保すること（水飲み器を除く。）。

九 乳幼児に配慮した設備

- 1 乳幼児に配慮した設備

- (一) 劇場、演芸場、観覧場、体育館及び水泳場には、乳幼児を預かることができる室（他の用途の室と兼用する場合を含む。）を設けること。

- 2 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、物品販売業を営む店舗（用途面積が五千平方メートルを超えるものに限る。）、旅館等、体育館、水泳場、旅客発着場及び公衆便所には、おむつ替えができる場所を設けること。

- 3 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、物品販売業を営む店舗（用途面積が五千平方メートルを超えるものに限る。）、旅館等、体育館、水泳場、旅客発着場及び公衆便所には、おむつ替えができる場所を設けること。

十 敷地内通路

る。）、旅館等、体育館、水泳場及び旅客発着場には、授乳ができる場所を設置し、いす及び視線を遮る設備又はこれらに代わる設備を設けること。

- 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

- 2 段を設ける場合においては、当該段は、三の項(一)から(四)までに定める構造に準じたものとすること。

- 3 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、二の項(一)から(五)までに定める構造とし、かつ、傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。

- 4 直接地上へ通ずる一の項に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地の接する道若しくは空地（法第四十三条第一項ただし書に規定する空地に限る。以下「道等」という。）又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる一の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。

- (一) 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
- (二) 高低差がある場合においては、3に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。
- 5 直接地上へ通ずる一の項に定める構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること（学校等及び共同住宅等を除く。）。

- (一) 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導す

<p>十一 附屬する 駐車場</p> <p>(一) 駐車場には、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(二) 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設へ通ずる一の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（2に定める構造の駐車場内の通路又は十の項1、2及び4に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(三) 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(四) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、十の項1、2及び4に定める構造とすること。</p> <p>(五) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、十の項1、2及び4に定める構造とすること。</p> <p>(六) 駐車場には、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(七) 駐車場には、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(八) 駐車場には、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>十二 案内標示</p> <p>高齢者等が利用可能な建築物の部分には、その旨を標示すること。</p>	<p>十一 附屬する 駐車場</p> <p>(一) 駐車場には、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(二) 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設へ通ずる一の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（2に定める構造の駐車場内の通路又は十の項1、2及び4に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(三) 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(四) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、十の項1、2及び4に定める構造とすること。</p> <p>(五) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、十の項1、2及び4に定める構造とすること。</p> <p>(六) 駐車場には、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(七) 駐車場には、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(八) 駐車場には、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>十二 案内標示</p> <p>高齢者等が利用可能な建築物の部分には、その旨を標示すること。</p>
--	--

二 道路	項目	技術的細目
一 歩道及び自転車歩行者道等	歩道等を設置する場合においては、次に定める構造とすること。	(一) 歩道等と車道とは、縁石、植樹帯、さく等で分離すること。
(以下「歩道等」という。)	(二) 幅は、二百センチメートル以上とすること。ただし、自転車歩行者道については、三百センチメートル以上とすること。	(三) 平坦とし、滑りにくく、かつ、水はけのよいものとすること。
(四) 歩道等と車道とが接続する部分で歩行者が通行する部分は、車いす使用者が通行する際に支障となる段を設けないこと。	(五) (四)に規定する部分に高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路を設けること。	(一) 勾配は、十二分の一を超えないこと。
(六) 歩道等内に排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等にふたを設けて、つえ、車いすの車輪等が落ちない構造のものとすること。	(七) 歩道等が交差点又は横断歩道において車道と接続する部分、立体横断施設の昇降口に接する部分その他障害物を回避させるなどの注意を喚起する必要のある部分には、注意喚起用床材を敷設すること。	(二) 公共交通機関の施設から視覚障害者の利用に供する公共的施設へ通ずる歩道等にあつては、進路や施設の案内を行うことが必要である箇所には、誘導用床材を敷設すること。

				二 横断歩道	横断歩道が中央分離帯を横切る部分は、車道と同一の高さとすること。
三 横断歩道橋 及び地下横断歩道	歩道				横断歩道橋及び地下横断歩道を設置する場合においては、次に定める構造とすること。
	(一)	階段は、回り段としないこと。			(一) 階段は、回り段としないこと。
	(二)	階段、傾斜路及びその踊場には、両側に手すりを設けること。			(二) 階段、傾斜路及びその踊場には、両側に手すりを設けること。
四 案内標示		(三) 表面は、滑りにくいものとすること。			(三) 表面は、滑りにくいものとすること。
	1 文字や記号は、大きさやわかりやすさに配慮すること。				1 文字や記号は、大きさやわかりやすさに配慮すること。
	2 標示板は、視覚障害者等の歩行を妨げることのないように設置すること。				2 標示板は、視覚障害者等の歩行を妨げることのないように設置すること。
三 公園					
一 出入口	技 術 的 細 目				
	1 一以上の出入口は、次に定める構造とすること。				1 一以上の出入口は、次に定める構造とすること。
	(一) 幅は、百二十センチメートル以上とすること。				(一) 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
	(二) 平坦 <small>なん</small> とし、滑りにくく、かつ、水はけのよいものとすること。				(二) 平坦 <small>なん</small> とし、滑りにくく、かつ、水はけのよいものとすること。
	(三) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。				(三) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
	(四) 車止めのさくを設ける場合においては、その間隔は、九十センチメートル以上とすること。				(四) 車止めのさくを設ける場合においては、その間隔は、九十センチメートル以上とすること。
2 1に規定する出入口に高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路を設けること。					2 1に規定する出入口に高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路を設けること。
(一) 勾配は、十二分の一を超えないこと。					(一) 勾配は、十二分の一を超えないこと。
(二) 表面は、滑りにくく、かつ、水はけのよいものとすること。					(二) 表面は、滑りにくく、かつ、水はけのよいものとすること。

		二 園路	1 一の項1に規定する構造を有する出入口と接続する一以上の主要な経路となる園路は、次に定める構造とすること。
		(一)	幅は、百二十センチメートル以上とすること。
		(二)	平坦 <small>なん</small> とし、滑りにくく、かつ、水はけのよいものとすること。
四 附属する駐車場	三 階段	(三) 勾配は、十二分の一を超えないこと。	(三) 勾配は、十二分の一を超えないこと。
五 案内標示	四 附属する駐車場	(四) 砂利敷としないこと。	(四) 砂利敷としないこと。
		2 1に規定する園路を横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等にふたを設けて、つえ、車いすの車輪等が落ちない構造のものとすること。	2 1に規定する園路を横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等にふたを設けて、つえ、車いすの車輪等が落ちない構造のものとすること。
		利用者の利用に供する駐車場を設ける場合においては、当該階段を設ける場合においては、当該階段は、一の表三の項に定める構造に準じたものとすること。	利用者の利用に供する駐車場を設ける場合においては、当該駐車場は、一の表十一の項に定める構造に準じたものとすること。
		2 高齢者等が利用可能な公園の施設には、その旨を表示すること。	2 高齢者等が利用可能な公園の施設には、その旨を表示すること。

四 路外駐車場	
項 目	技 術 的 細 目
一 出入口	<p>直接地上へ通ずる出入口のうち、一以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(一) 幅は、内法を八十七センチメートル以上とすること。</p> <p>(二) 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(三) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>路外駐車場には、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を設けること。</p>
二 駐車施設	<p>(一) 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設へ通ずる一の項に定める構造の出入口（直接地上へ通ずる出入口がない階にあつては五の項に規定するエレベーターの出入口。三の項1において同じ。）から当該車いす使用者用駐車施設に至る三の項に定める構造の駐車場内の通路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(二) 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。</p> <p>(三) 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p>
三 通路	<p>1 車いす使用者用駐車施設へ通ずる一の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路（車路を含む。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>(一) 幅は、百二十センチメートル以上とすること。</p> <p>(二) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 1に規定する通路に高低差がある場合においては、一の表十</p>

各階平面図	配 置 図	別表第三（第六条関係）
図面の種類	明 示 す べ き 事 項	付近見取り図
建築物にあつては、縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、他の建築物との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅	方位、道路及び目標となる地物	建築物にあつては、縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、他の建築物との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅

の項3に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。
3 1に規定する通路並びに2に規定する傾斜路及びその踊場を縦断し、又は横断する排水溝等がある場合においては、当該排水溝等にふたを設けて、つえ、車いすの車輪等が落ちない構造のものとすること。
4 階段
階段を設ける場合においては、当該階段は、一の表三の項(一)から(四)までに定める構造に準じたものとすること。

別表第四 (第九条関係)

一 日本国鉄道精算事業団
二 住宅金融公庫
三 住宅・都市整備公团
四 労働福祉事業団
五 雇用促進事業団
六 簡易保健福祉事業団
七 日本道路公团
八 日本鉄道建設公团
九 農用地整備公团
十 水資源開発公团
十一 地域振興整備公团
十二 日本下水道事業団
十三 環境事業団
十四 中小企業事業団
十五 石油公团
十六 地方住宅供給公社
十七 地方道路公社
十八 地方公共団体の組合

別表第五 (第十条関係)

区 分	市町村長
一 建築物	鳥取市長
法第六条第一項第一号から第三号までに係るもの	鳥取市長
四号に係るもの	鳥取市長
その他もの	各市町村長
一 道路	各市町村長
三 公園	各市町村長
四 路外駐車場	各市長

様式第1号 (第4条関係)

特定公共的施設整備基準適合証交付請求書

年 月 日

職 氏 名 様 届出者 郵便番号
 住 所 氏 名 (法人の名称及び代表者の氏名)
 電話番号

鳥取県福祉のまちづくり条例第15条第1項の規定により、次の施設について適合証の交付を請求します。

公共的施設の所在地	主要用途()階数 地上()階 地下()階
工事完了年月日	年 月 日
設計事務所名	(担当者名)
設計者名	(電話番号)
事務所の所在地	(電話番号)
代理事務所名	(電話番号)
代理人名	(電話番号)
事務所の所在地	(電話番号)

※受付欄	※決裁欄
第 号	※処理欄

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 付近見取図、配置図、各階平面図及び公共的施設整備項目表を添付してください。

3 路外駐車場の場合にあっては、2のほか駐車場法第12条の規定による届出受理書の写しを添付してください。

様式第2号（第6条関係）
その1 建築物の場合

特定公共的施設新築等（変更）届

年 月 日

職 氏 名 様 届出者 郵便番号
届出者 住 所 氏 名

（印）
（法人の名称及び代表者の氏名）
電話番号

鳥取県福祉のまちづくり条例第16条の規定により、次のとおり特定公共的施設の新築等の内容（変更）を届け出ます。

建築物の所在地		主要用途及び階数	主要用途（）	階数	地上（）	階 地下（）	階				
建築物の種類	新築・増築・改築・大規模な修繕・大規模な模様替・用途変更	工事（設置）部分	大規模な修繕・大規模な模様替・用途変更	合計							
建築物の用途	（）	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²				
内訳	（）	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²				
その他の用途	（敷地単位）	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²				
共同住宅の戸数又は寄宿舎の室数					戸数（室）						
工事着手予定年月日		年	月	日	工事完了予定年月日		年	月	日		
設計者	事務所名	(担当者名)				計画者	事務所名	(担当者名)			
事務所名		(電話番号)						(電話番号)			
代理人名						代理人	事務所名				
事務所の所在地		(電話番号)				事務所の所在地					
	※決裁欄					※決裁欄	※決裁欄				
	※処理欄					※処理欄	※処理欄				
第 号						第 号	第 号				
※受付欄						※受付欄	※受付欄				

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 建築物の内訳は、建築物（棟単位）ごとに記入してください。
3 付近見取図、配置図、各階平面図及び公共的施設整備項目表を添付してください。

その2 建築物以外の場合

特定公共的施設新築等（変更）届

年 月 日

職 氏 名 様 届出者 郵便番号
届出者 住 所 氏 名

（印）
（法人の名称及び代表者の氏名）
電話番号

鳥取県福祉のまちづくり条例第16条の規定により、次のとおり特定公共的施設の新築等の内容（変更）を届け出ます。

所在地		種類	道路・公園・路外駐車場
所 在 地	名 称	規 模 等	道路（幅員 m、延長 m）
工事着手予定年月日	年 月 日	工事着手予定年月日	公園（児童遊園、都市公園等、動物園等、その他）(敷地面積 m ²)
設計者	事務所名	設計者	路外駐車場（駐車台数 台、用途面積 m ² ）
事務所名		事務所名	
代理人名		代理人	
事務所の所在地		事務所の所在地	
※受付欄	※決裁欄	※決裁欄	※決裁欄
第 号		第 号	第 号
※受付欄		※受付欄	

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 付近見取図、配置図、各階平面図及び公共的施設整備項目表を添付してください。

様式第3号(第7条関係)
その1 建築物の場合

特定公共的施設新築等工事完了届

職 氏 名 様 届出者 郵便番号
住 所 氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、
法人の名称及び代表者の氏名)
電話番号

印

年 月 日

鳥取県福祉のまちづくり条例第18条の規定により、次のとおり特定公共的施設の新築等の工事が完了したので届け出ます。

鳥取県福祉のまちづくり条例第18条の規定により、次のとおり特定公共的施設の新築等の工事が完了したので届け出ます。

建築物の所在地	主要用途及び階数	主要用途()階数 地上()階 地下()階
工事種別	新築・増築・改築・大規模な修繕・大規模な模様替 用途変更	
新築等工事(変更)届受付年月日	年 月 日	
工事完了年月日	年 月 日	
設計事務所名	(担当者名)	
設計者	(電話番号)	
事務所の所在地		
代事務所名		
代理氏名		
事務所の所在地	(電話番号)	
適合証の交付	鳥取県福祉のまちづくり条例第15条第1項の規定により適合証の交付を (請求する・請求しない)	
※受付欄	※決裁欄	
第号	※処理欄	

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 適合証の交付を請求する場合は、付近見取図、配置図、各階平面図及び公共的施設整備項目表を添付してください。

その2 建築物以外の場合

特定公共的施設新築等工事完了届

職 氏 名 様 届出者 郵便番号
住 所 氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、
法人の名称及び代表者の氏名)
電話番号

印

年 月 日

所 在 地	種 類	道路・公園・路外駐車場
名 称		m、延長 m
規 模	公園(児童遊園、都市公園、動物園等、その他)(敷地面積 m ²)	
工事完了年月日	年 月 日	路外駐車場(駐車台数 台、用途面積 m ²)
設計事務所名	(担当者名)	
設計者	(電話番号)	
事務所の所在地		
代事務所名		
代理氏名		
事務所の所在地	(電話番号)	
適合証の交付	鳥取県福祉のまちづくり条例第15条第1項の規定により適合証の交付を (請求する・請求しない)	
※受付欄	※決裁欄	
第号	※処理欄	

注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 付近見取図、配置図、各階平面図及び公共的施設整備項目表を添付してください。

平成9年4月1日 火曜日

鳥 取 県 公 報

(号外) 第26号 16

様式第4号 (第8条関係)

(表)

第 号

所 職 氏
属 名 名 日
生年月日

身 分 証 明 書

上記の者は、鳥取県福祉のまちづくり条例第19条第1項の規定により立入調査を行ふことができる職員であることを証する。

年 月 日

職 氏 名

印

(裏)

鳥取県福祉のまちづくり条例 (抜粋)

(立入調査)

第19条 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、その職員に、特定公共的施設に立ち入り、整備基準への適合状況について調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

注 用紙は、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

発行所 鳥取県鳥取市東町1-1-1 鳥 取 県

【記憶】一部一箇月1千円 (送料を含む。)】